

平成 17 年 6 月 27 日

金融庁 監督局証券課 御中

全 国 銀 行 協 会

「証券会社向けの総合的な監督指針（案）」に対する意見等の提出について

今般、当協会では、平成 17 年 5 月 31 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

以 上

平成17年6月27日

「証券会社向けの総合的な監督指針(案)」に対する意見等

今般、「証券会社向けの総合的な監督指針(案)」に対する意見等を下記のとおり取りまとめました。

何卒ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

記

**意見**

1. V - 2 登録金融機関に係る事務処理

冒頭において「登録金融機関の監督事務に係る事務処理については、の各規定に準ずる」とされているが、「 」の規定をどのように準用するのかが分かりにくいことから、より明確にお示しいただきたい。

仮に、本指針では登録金融機関には「 」の規定全てが準用されるとの趣旨である場合には、従来の事務ガイドラインでは登録金融機関には対象とされていなかった事項が含まれることから、登録金融機関の監督上、真に必要な部分に限定するよう見直しをお願いしたい。

**確認事項**

2. - 3 - 2 証券事故等に対する監督上の対応 (1) イ

証券事故等が発覚し、第一報があった場合の確認事項に、「取締役会等への報告」があるが、「取締役会等」とは、内部管理統括責任者やコンプライアンス統括部署等を含み、証券事故等のレベルに応じて適切な報告先に報告を行えばよいことを確認させていただきたい。

3. V - 1 業務の適切性

「ディーリング業務と当該業務に係る有価証券等・・・」とあるが、「有価証券等」の「等」の中で有価証券以外に想定されているものがあれば、ご教示いただきたい。

以上